

令和3年第8回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和3年8月25日（水） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育委員	篠原 玲子
教育委員	山本 一博	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	小梶 理栄子	教育部次長	中村 達夫
管理監(学校教育担当)	栗田 一路	管理監(教育総務担当)	小杉 一子
管理監(校務支援担当)	中西 美智代	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
教育施設課長補佐	奥村 伊佐男	生涯学習課長	中西 恵美子
教育研究所長	宮居 伝	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	幼児課長	河村 治俊
こども政策課長	澤 久仁夫	学校教育課参事	西川 基史
事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子		

以上 21 名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、令和3年第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、会議録の承認について、委員の皆様には、第7回定例会の議事録があらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんでしたでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、第7回定例会の議事録は承認いただきましたので、後ほど、沖田委員と篠原委員に署名をお願いいたします。

なお、今回の第8回定例会の会議録署名委員は、青地委員と篠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

本日の議案・報告事項等につきましては、お手元の次第のとおりですが、議案第18号・19号に関しましては、教科用図書の採択に関する審議ですので、教育委員と関係職員のみのお出席となります。5その他の後、休憩を挟み審議を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、1報告に移ります。

はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

夏休みも明け、今日から中学校の2学期がスタートしました。小学校は週末の金曜日からです。例年であれば、夏休み中、大きな事故などの報告もなかったということで2学期を迎

えられたことを喜び合いたいところですが、御承知いただいているとおり、今は、コロナ禍です。特に、夏休み中にデルタ株の影響もあり、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が見られます。

滋賀県、東近江市も8月8日にまん延防止重点措置の地域に指定され、当初8月31日までとされていた期間も9月12日まで延長されました。それと共に、学校の行動基準における地域感染レベルもレベル2に引き上げられました。

三日月知事は昨日、緊急事態宣言の発令を国に対し、要請されたとのことでした。今後の動向をしっかりと捉えながら判断してまいりたいと思っています。

また、市内の学童保育所においてクラスターが発生し、児童38人、指導員等5人の感染が確認され、保護者や家族、その他関係する感染者を含めると感染者は50人を越え、また、濃厚接触者を加えますと夏休みでなければその学童を抱える小学校では、130人以上が登校できないという極めて大きなクラスターとなりました。

教育委員会では、こういったことへの対応、緊急的措置として何点か学校現場に指示をしております。主なものとしては、中学校の部活動の休止、修学旅行の訪問先や日程の変更、2学期に予定しています運動会や文化祭をはじめとした各種行事についての感染対策の再検討です。

また、今朝からも臨時校長会議を開催しまして、私の思いを直接、校長にお話しをして、校長の声も直接、聞かせていただきました。学校と教育委員会がこの危機的な状況をしっかりと共有し、乗り切っていきたいとの強い思いから開催をしたところです。

今朝は、小学校を北部と南部に2分割に分け、開催し、中学校については、30日に予定しております。臨時の校長会議で最初に話したことは、コロナ対策に目を奪われがちではありますが、二学期のスタートというのは、ただでさえ子どもたちが学校に行きにくくなる季節、悩みを抱え込み、自死に向かう子どもたちが増加する時期でもあるので子どもたちの様子を、コロナだけに固執することなく、普段からしっかりと見守り、心に寄り添っていただきたいということです。

さて、8月20日時点の小中学校での感染者数は、小学校では47名、中学校では6名でした。また、昨日、学校に照会させていただいたところでは、小学校での感染者は41名、中学校では感染者3名、若干減少はしているもののまだ多い人数です。濃厚接触者は、小学校で117名、中学校で12名となっており、症状としては中等症以上の児童生徒はいないとのことでした。

このコロナ禍において、東近江市の小中学校内での感染が確認されたのは、部活動、での感染が1件確認されています。現在はその1件ということですが、そのようなことから部活動は感染につながるということから、今回の急激な感染拡大に伴い、部活動を盆明けから休止するという措置に踏み切りました。

これは県内の市町に先駆けたものとなり、戸惑われている先生や保護者がおられることも承知しています。しかし、ここにきて部活の全国大会や高校での体験入部などで感染が広がっていること、また、大津市や近江八幡市などでも同様の措置を取られる動きがあると聞いていますので、教育委員会としては適切な判断だと考えています。

今回のデルタ株は、感染力が強く、飛沫による感染に注意が必要とされており、マスクを外さなければならない時の活動時が最もリスクが高まると考え、まずは、先ほど言いました部活動の休止を決定したものです。期間は、本市がまん延防止重点措置の地域に指定されて

いる期間、現在のところ9月12日と考えています。今回、緊急事態宣言に含まれたことでもありますので、動向をしっかりと掴みながら今後も考えていきたいと思っていますし、部活動もいつまでも休止のままということもなかなか難しいことでもありますし、どのような活動ならできるのかを見極めながら手探りではありますが、再開の道も探っていきたいと考えています。

修学旅行については、緊急事態宣言地域やまん延防止措置の区域とは交流しないという考え方を持っています。これは、本市が指定されている時は、どこにも行けないということです。

現在、小学校の多くが奈良に行く計画をしています。奈良県は、まん延防止措置の区域に指定されておりましたが、これは、奈良県知事がまん延防止措置が感染抑制につながらないとの強い懸念を持っておられることで、奈良県が指定されていないと思っています。

最近の状況を十分承知しているわけではありませんが、奈良市や橿原市などは、まん延防止措置を強く求めておられるという報道もあります。こういったことにも、十分配慮する必要があるものと考えています。

また、中学校については、入試シーズンへの配慮も必要になります。総合的に申し上げますと、本市が緊急事態宣言やまん延防止等の指定されている期間はどこへも行けないということで外されることがまず必要となりますし、相手の自治体や訪問する施設、宿泊施設の思いにも十分配慮し、計画の再検討を指示したところです。

このような対応の必要性については、御理解いただけたと思いますが、私としては何らかの形で修学旅行は経験させてあげたいとの強い思いを持っております。もし、本市が、緊急事態宣言やまん延防止措置の指定が外されず、どこにも行けないという事態になった場合でも、滋賀県内での修学旅行、宿泊を伴わない修学旅行を模索したいと考えます。そうすると、感染状況の動向を十分見極めることが必要と考えますが、最終的なカードとして準備しておきたいと考えているものです。

次に、運動会や文化祭をはじめとした各種行事についてですが、これらについてはコロナ禍を踏まえ、既に、様々な工夫を加えています。再度、工夫の余地がないか、学校内で再検討し、中止ということではなく、内容を変更する形で実施したいという指示をしました。

冒頭申し上げたとおり、今回のデルタ株というのは、飛沫による感染に注意する必要があるとされており、マスクを外さなければならない活動の時のリスクが高まります。従って、体育や音楽の授業、あるいは給食時の対策が必要と考えました。

体育については、児童生徒同士が近づかない個別での活動を中心とした形とし、更衣室については、各校において抜本的に見直し、密にならない対策を講じてほしいということ。マスクを外すタイミングのルールを決めて、児童生徒の指導に当たってほしいことを伝えました。

音楽や給食への対応として、机に設置する三方を囲う（飛沫防止ガード）パーテーションを全児童生徒に配布したいと考えています。児童生徒、保護者の感染防止に対する意識を引き上げるために、不織布マスクやハンドソープの配布も計画しています。教室だけでなく、職員室での感染リスクも下げる対応が必要です。教職員が感染あるいは濃厚接触者となった場合、その人数によっては学校自体の運営ができなくなることも予想されます。このことは、県教職員課の事例のように、感染者が出てしまい、採用試験が見送られたという例を見ても明らかです。ただ、対策としては細かなことを積み重ねるしかないと思いますが、職員室で

の給食の取り方であるとか、席の配列などに十分注意するよう対策を講じるよう指示いたしました。

たとえ、感染者が出たとしても濃厚接触者が多く出ない工夫をしてもらいたいとの趣旨からです。濃厚接触とみなされるというのが外部的要因がありますので、注意によってある程度は防げると思っています。

昨年の今頃は、あまり無理をすると継続できなくなるので、通常、継続できるような対応を考えてほしいとお伝えしていましたが、今回のデルタ株ではそんなことは言っておられない状況ですので、全体的な動向が落ち着いてくるまでの間、学校現場には徹底した対応をしてほしいと伝えました。

感染者の発生に伴う学級閉鎖、学年閉鎖及び休校措置については、一律の基準で判断できないと考えています。学校規模等のこともありますので、事案ごとに判断していきたいと思っています。基本的には、個別事案については、従来どおりの個別対応、クラスターをはじめ校内での感染が確認された場合は、その規模、教職員への広がり等を勘案して判断したいと考えています。

もう一点、学童保育所については、学校が始まると学童保育所で感染したのか学校で感染したのか、おそらく判断ができなくなります。しかし、学童保育所で一度発生しますと先ほど申しましたとおり大変な影響が出ます。これは、校内での感染でも同様です。従って、学童保育所での感染リスクを下げる取組については、学校現場も一緒になって協力しながら行っていきたいと考えています。

こども未来部には2点、協力の申し出を行っています。学童の指導員がワクチン接種の副反応で発熱等があると学童の運営に支障が出るとのことでワクチン接種を控えておられる方があると聞きました。これは本末転倒で、ワクチンを打たずに感染した時の方が影響はとてつもなく大きいと考えますので、積極的にワクチン接種を進めてもらいたい。もし、副反応で学童の運営に支障が出るようであれば、学校の支援員等で工夫しながらフォローさせてもらいたいということが1点目です。

また、今回の件では、換気が十分行えていなかったと聞いています。学童の部屋のスペースは学校に比べると狭く、密になってしまう学童保育所には、学校の施設、特に、体育館に併設している軽運動室などを使ってもらいたいと話していることが2点目です。

昨年度の休業時には、学童と学校が協力しながら休校措置を乗り切れたと私は考えていますので、この難局も何としても乗り切りたいと考えているものです。

最後に、タブレットの活用についてです。二学期を迎えまして、校内のネット環境が整ったと認識しています。できるだけ早い段階で、eライブラリという学習教材を活用できるよう子どもたちに指導をお願いしたいとお話をしました。

すぐに、ネットでの授業ということはなかなか難しいこともございますので、中には授業風景を映して、子どもたちに配信をしたいという申し出もございました。そのような取組も進めていきたいとは考えておりますが、まずは、eライブラリの活用からというのが基本的な考え方として持っています。

子どもたちによっては、2学期スタートから長い間、学校に来れないという状況の子どもも既に確定していることもあり、その子たちの対応、今後、休校措置が必要となることも想像できますのでそれに備えておく必要があるため、タブレットの持ち帰りも認めていかなくてはならないと思っていますので、準備を進めてもらいたいというのが、今朝の校長会でお

教育長

話をした内容です。私からは以上です。

次に、教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆さん、こんにちは。私からは議会関係について御報告いたします。17日に開催された常任委員会協議会の内容については、後に、各課から報告をさせていただきます。

昨日、議会の全員協議会が開催されました。教育委員会からは、9月市議会に提案予定の令和2年度一般会計決算と令和3年度一般会計補正予算について説明をいたしました。

補正予算の内容につきましては、通学区域審議会の委員報酬を予算計上しています。これは以前にも御説明しましたが、本市の通学区域に関する問題や課題の解決のため、有識者等専門家や保護者、自治会代表など学校の実情に詳しい方に調査・検討いただくことを目的として設置するものです。

今回、本市においては、一部の学校で宅地開発などの理由で過密になってきているところや一方で児童数が極端に減少してきているところもあります。そのような現状を審議会で告示し、本市の子どもたちにとってより良い教育環境となるよう審議いただき、施策に反映していきたいと考えております。

全員協議会では、議員から議案に対する質問はありませんでしたが、2学期始業に向けた学校での感染対策や夏休み中に感染した児童生徒の心のケア、一部報道もされている抗原検査キットの配布やアルコール消毒の必要性などについて、質問がありました。

2学期からの感染対策については、最近の感染事例の傾向から、先ほど、教育長も報告されましたが飛沫の飛散防止が有効と考えることから、感染リスクの高い部活動の制限や給食の際の飛沫飛散防止対策として、机に飛沫防止ガードを取り付けるなどの対策を考えているとお答えしています。詳しくは、後に、学校教育課から御説明させていただきます。

感染者の心のケアについても、丁寧な対応が必要と考えていますので、ケースによってはスクールカウンセラーを派遣するなどの対応を予定しています。

また、国が配布を予定しているといわれる抗原検査キットについては、現在、国県からの通知が届いていないため、詳細は不明であるとお答えしています。

アルコール消毒の必要性については、現在、学校では石鹸による手洗いを推奨していますが、感染力の強いデルタ株に置き換わっている状況で消毒効果の高いアルコールを使うべきとの意見が出されました。このことに対し、本市では、アルコールは皮膚が弱い子どもには刺激が強く、肌荒れの原因になることと、手洗いの習慣づけのため推奨しているとお答えしています。アルコールについては、学校で全く使用していないのではなく、手洗い場が近くにない場合や学校行事の前など、状況に応じて使用しております。全員協議会については、以上です。

最後に9月11日に予定をしておりました市民のつどいについては、感染状況の悪化に伴いまして、実行委員会での中止の決定がされましたので報告します。教育部からの報告は以上です。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆さま、こんにちは。それでは、こども未来部からは、5件の報告をいたします。まず、1件目です。現在、1号認定の園児は夏休み期間中ですが、今年度から実

こども未来部長	施しました幼稚園での預かり保育には、5園全体で平日は約70名、夏休みは約60名が申し込みをされている状況です。 続きまして、2件目です。令和4年度の就学相談会を7月30日から8月5日(土・日は除く)までの5日間、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をする中で、2会場に分散して、実施をいたしました。今後、園児たちが就学するに当たり、一人一人の特性に合わせた教育を受けられるよう保護者と在籍園の担任、就学先校の担当者等がともに話し合い考える中で、園児の就学先を決めていく大事な相談会となっております。 続きまして3件目です。幼児教育センターが主催しております保育士を対象にしました保育力アップ研修におきましては、様々なテーマの研修を実施しております。その1つとして、今年度は「感染症」をテーマにした研修を東近江保健所の保健師を講師に招き、実施しております。昨年から続いております新型コロナウイルス感染症や今年度流行しましたRSウイルス感染症などは、園児や園への影響が大変大きく、保育士が感染症を正しく理解し、感染予防対策の必要性を認識することで、感染リスクを下げ、更に、感染拡大防止へつなげていきたいと考えております。 続きまして4件目です。先ほど、教育長の報告にもございました市内こどもの家(学童保育所)におきまして、新型コロナウイルス感染症の集団感染(クラスター)が発生いたしました。これまでも市内全てのこどもの家の運営主体に対し、基本的な感染予防対策の周知等は行っておりますが、更なる感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。後ほど、担当課長から御説明をいたします。 最後になりますが、現在、能登川地域におきましては、佐生町、佐野町、神郷町、長勝寺町地先の開発工事による宅地造成や林町地先(駅西側)のマンション建設によりまして、今後、人口増加に伴う乳幼児数の大幅な増加が見込まれます。現在の幼児施設だけでは、就園を希望する乳幼児の受け皿が不足すると予想されるため、今後の対策を検討しております。 こちらも後ほど、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上、こども未来部からの報告といたします。
教育長	ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。
沖田委員	教育実習が始まっておりますが、教育実習の受け入れ対策について、例えば、実習生にPCR検査を要求するという事など、計画されていますでしょうか。
管理監(学校教育担当)	教育実習生については、大学で実習をしないと教員免許が取れないという事情がありますのでなかなか行けないという状況で、ボランティア活動等を単位として認定し、単位とするような大学では辞退の申し出が出ています。それ以外の大学については、大学と学校と協議をしながら感染対策をどうするかなど決定しています。 PCR検査を事前に受けていただくということもその条件とする大学もありますが、これはあくまでも協議となります。ただ、先ほど言いましたように免許に関わることでもありますので、慎重に対応していきたいと思っています。

管理監（幼児担当）	園では、特に、検査を受けないと実習を受け入れないということはございませんが、研修生については、実習に来られる前の2週間は健康管理をしていただくということで、受け入れをしています。
教育長	他にございますでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では、議案は後ほどということですので、3、協議事項に移らせていただきます。 教育委員会表彰における被表彰者の推薦について、担当課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	（教育総務課からの説明） 令和3年度教育委員会表彰について、令和3年8月16日現在の状況を御説明します。 まず、功労賞ですが、第4条の(2)に社会教育団体10年以上について3名の個人の推薦があります。 表彰の基準については、クリップ止めの資料の1番最後に表彰の基準の資料を添付しております。 功労賞第4条につきましては、(1)10年以上社会教育委員であった者、(2)10年以上活動している社会教育団体又は指導者で功績が顕著である者、指導者として活動中の者については、年齢55歳以上の者とする。在職年数を充たしているだけでなく、特に顕著な功績があった者に限る（社会体育は除く）(3)15年以上校医、学校歯科医又は学校薬剤師であった者ということにしております。 推薦者のについては、資料を御覧ください。 続きまして、文化賞第5条(4)についてですが、基準を見ていただきますと(1)滋賀県美術展及び滋賀県文学祭において芸術祭賞を受賞した者(2)全国規模のコンクール、発表会で3位以上の成績を収めた者。これは、国、県及び県教育委員会等が主催又は後援するものに限るとしております。(3)近畿規模のコンクール、発表会で最上位の賞を受賞した者としており、これは、国、県及び県教育委員会等が主催又は後援するものに限るとなっています。最上位の賞とは、参加者のうち最も優れた1名若しくは若干名を対象とするものに限るとしております。(4)県規模のコンクール、発表会で最上位の賞を受賞した中学校生としており、国、県及び県教育委員会等が主催又は後援するものに限る。また、最上位の賞とは、参加者のうち、最も優れた1名若しくは若干名を対象とするものに限るとしています。 続きまして、スポーツ賞の表彰基準です。第6条(1)国民体育大会等の全国大会で3位以上の成績を収めた者、(2)近畿規模の大会で優勝した者。これについては県予選大会、県選抜等を経て出場する大会に限るとなっています。(3)滋賀県中学校夏季総合体育大会で優勝した者。こちらは9名の個人の方と3団体が推薦されています。それぞれ説明します。 今現在の状況は以上ですが、このままの内容で特に異論等ございませんでしたら、表彰に向けて準備を進めてまいりたいと思っています。まだ、大会が続いておりますので、また今後も定例会で報告をしていきたいと思っていますところですので。
教育長	ありがとうございます。説明は終わりました。御意見、御質問等ございませんでしょうか。

山本委員	被表彰者の範囲としては、市内各学校の幼児、児童及び生徒となっていますが、生徒だと、高校も入りますか。
管理監（教育総務担当）	高校は入りません。
山本委員	シリツの小・中学校だけですか。
管理監（教育総務担当）	委員の御質問の市立といいますのは、東近江市立ということですか。
山本委員	はい。たまたま、市立の学校以外の方が表彰されていることがあったかと思いますが。それは、その他委員会が適当と認めたものということで表彰しているもののでしょうか。
管理監（教育総務担当）	去年から、それぞれの賞の規定が厳しくなっていますので、以前とは多少違う部分があるかもしれないです。
山本委員	表彰される門が狭まったということでしょうか。
管理監（教育総務担当）	そうですね。入賞の順位が最上位としか表彰されないこととなっています。
教育部長	文化スポーツ部ができましたので、今まで、教育委員会表彰で表彰対象だったものが、今度は文化スポーツ部で表彰されることになろうかと思います。
教育長	市内の学校ということは私立も入りますよね。ただ、市内に在住していても市外の県立中学校や私立中学校に通っている場合は表彰対象とはならないということです。
青地教育長職務代理者	その当たりの規定が昨年、決められたと記憶にあります。範囲が割と狭められたという印象がありますが、スッキリしたと思っています。 今おっしゃってくださったような市内各学校という表記がこれで良かったかなという思いが今更ですが、私自身疑問に思うことがありますので、また、考えていただければと思います。 現在、8月16日現在の推薦がここに載っています。文化の日に行われることなのですが基準日はありますか。
管理監（教育総務担当）	基準日が10月31日です。
教育長	では、教育委員会表彰における被表彰者の推薦については、推薦のありました方々を認めていただけたものとして、事務を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。また、追加で表彰する方が出てまいりましたら、教育委員の皆さまへ報告させていただきます。 続きまして4、報告事項に入ります 続きまして、8月17日に行われました「福祉教育こども常任委員会協議会について」の説明をお願いします。まず、教育部から報告をお願いします。
管理監（教育総務担当）	(総務教育課から説明) 通学区域について、説明をします。 東近江市立学校については、東近江市通学区域規則において通学区域を定めているところです。しかし、開発工事等に伴う人口増加、少子化等に伴う人口減少により、今後、現行の通学区域では、良好な教育環境を維持した運営が困難となる可能性があります。そのための取組といたしまして、東近江市立学校通学区域審議会を設置し、通学区域の現状を踏まえた適正化について検討を行いたいと考えています。 次に、東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱を制定についてです。この要綱については、先月にも御説明しましたが、市の教育分野において、個人及び団体が自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動に取り組んでいらっしゃる方たちがおられる中で、その方々に感謝の意を表する方法がありませんので、ボランティア活動に取り組む個人及び団体に対して感謝の意を表するため、東近江市教育委員会感謝状を贈呈することに伴い、東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱を制定することになりました。
教育長	ただ今の2点について御意見、御質問等ございましたらお願いします。
各委員	(意見等なし)
教育長	では次に、教育施設課から報告をお願いします。
教育施設課	(教育施設課から説明) 市立聖徳中学校大規模改修工事の進捗状況について御報告します。お手元の資料3ページ、議会議決工事等進捗状況報告書を御覧ください。 まず、契約金額につきまして、先月の委員会協議会におきまして報告いたしましたが、電気設備工事の契約金額を変更しております。上段の括弧書きの当初契約金額236,368,000円から3,908,300円増額し、240,276,300円に変更となっております。 それでは、7月末の工事進捗を報告させていただきます。建築工事が86.44%、電気設備工事が86.59%、機械設備工事が90.92%です。 7月末の現状については、建築工事につきまして、ガラス改修、教室及び廊下の塗装、玄関・昇降口の改修、渡り廊下屋根改修、既設門扉の改修、吸込槽の整備を行いました。 電気設備工事については、配線工、照明器具の取付け、太陽光パネルの設置を行いました。 機械設備工事については、消火栓BOX、換気扇、空調機器の取付けを行っております。 今後の予定としましては、8月に入り建築工事としましては、内装の仕上げ及び美装を行

教育施設課	っています。電気・機械設備工事については、太陽光発電運転調整、引き続き、照明器具・空調機器の取付けを行っています。 9月中旬過ぎには完了検査が受けられますよう調整しております。以上、報告とさせていただきます。
教育長	今日から、中学校では2学期が始まっており、無事スタートがきれたという状況です。 ただいまの教育部からの報告について、御意見、御質問等ございませんか。
篠原委員	聞き逃したかもしれませんが、契約額増額の理由を再度教えてください。
教育施設課	当初計画になかったGIGAスクールの整備が、本大規模改修工事中に仮設で行われていました。このため、増額の主な要因の一つとなる本設工事が必要となりましたことが主な増額の理由です。
教育長	続きまして、こども未来部から報告をお願いします。まずは、幼児課から報告をお願いします。
管理監（幼児担当）	（こども未来部から報告） 幼児課からは幼児施設の行事や夏季休業等について、御報告します。 現状としましては、コロナ禍で、各園で感染症対策を講じながら日々の保育に取り組んでいます。 課題としまして、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえて、今後の子どもたちの活動や各園の日々の保育をどのようにしていくかが課題であります。 取組としましては、夏季休業期間に関わらず、感染対策としましては、今までからも園児や職員の健康管理、それから毎日の検温、手指消毒、施設の消毒、換気、マスク着用は必要に応じてですが、職員はマスクを必ずしております。 それから対面で食事をする場合は、感染が防げるよう衝立を利用しています。衝立の利用は3歳以上に活用しています。小規模な園につきましては、対面で食べなくても十分にいけるという園もありますので、そのような対策をしています。 また、0歳児から2歳児につきましては、食事の介助を保育士がしなければいけなかったり、それを立てておくことで、子どもたちが触って倒したりして怪我になるといけないので、その年齢につきましては活用しておりません。 次に、行事（運動会）についてです。9月から10月ぐらいの期間で各園で実施の予定をしております。来場者につきましては、園の規模によりますが、1家族2名程度来ていただくということになっています。運動会は子どもたちが友達と一緒に取り組んできたことを、保護者や友達、保育者、みんなで成長を喜び合う大事な機会だと捉えています。小さい子どもたちが、大きい子どもたちの取り組んでいる姿を見て、憧れを持ったり、いろんなことに取り組む意欲を持ったりする機会でもあります。運動会を経験することで、運動会後の子どもたちの姿が大きく変わってきます。保育者としてはできれば、みんなで運動会が取り組めたらいいなとは思っているのですが、昨年からのコロナの影響でなかなかそうはいかず、今年度も各園それぞれですが、学年別に開催日を変えたり、兄弟がおられて、休みが何日も取れない保護者からの意見につきましては、同じ開催日でも時間を区切ってされる園もありま

管理監（幼児担当）	す。 運動会に参加していただく保護者や園児につきましては、日々の「毎日健康カード」というカードを作っておりますので、家族も含めた健康カードですので、それを確認しながら、当日も検温や消毒をしてもらって参加をしていただくことになります。 委員の皆様にも来賓として、今まで来ていただいておりますが、このような状況ですので御招待は、差し控えさせていただきます。 続きまして、バス遠足についてです。バス遠足につきましても、去年は結局、行けませんでしたので、保護者会と相談しながら可能な限り実施したいと考えてはいます。 行先につきましては、例年、京都の動物園を行先とする園が多いのですが、このような状況ですので日程や行き先を変更したり、今年度どこかで行けたらと思っております。
教育長	続きまして、こども政策課から報告をお願いします。
こども政策課長	（こども政策課から説明） こどもの家における新型コロナウイルス感染者の状況について、御報告します。 8月9日に、こどもの家において、学童1名、指導員1名、計2名の新型コロナウイルス陽性が出ましたと運営主体から連絡を受けました。翌日、東近江保健所がこどもの家で運営主体、こども政策課が立ち合いのもと、疫学調査を実施され、同日には児童4名、指導員2名の感染が新たに確認され感染者の合計が8名となり、翌日に滋賀県はクラスターの認定としました。 また、教育委員会、文化スポーツ部、小学校、スポーツ少年団の関係から休業としており、学校と合わせ、令和3年8月10日（火）から令和3年8月29日（日）まで、当該学校の休校期間と合わせる方向で調整中です。 先ほどの教育長の報告にもありましたワクチン接種については、こどもの家の指導員に対し調査を行いました。そうした中で、これまでからも滋賀県の大規模接種を勧めておりましたが、開始が7月8月の学校が夏季休業に入り一番忙しい時期だったことから、実際、できていないとのことでした。このようなことから、今後の9月30日までの間に2回目の接種が終われるようにワクチン推進室と調整しております。 学校の指導員の協力体制という大変嬉しいお話をいただいています。ありがとうございます。各クラブに調査をしましたところ、現在、2クラブが希望しており、学校とで調整を行っています。 学童保育所については、3密を避けるためには一定の保育人数を下げる必要があると考えており、現在、家庭保育の推進、利用自粛の依頼をしており、50%くらい減ってる状況です。
教育長	続きまして、能登川地域の幼児施設について、幼児課から報告をお願いします。
幼児課長	（幼児課から説明） 能登川地域の幼児施設について資料を御覧ください。 現状としまして、能登川地域の林町地先、能登川駅の西側ではマンション建設が始まり、、佐生町、佐野町、神郷町及び長勝寺町地先では宅地造成の計画があります。 資料7ページには地図を添付しましたので御覧ください。（地図上での説明）

幼児課長	資料 6 ページに戻っていただきまして、課題としまして、マンション建設や宅地造成による人口増加に伴う乳幼児の増加が見込まれ、現状の幼児施設ではピーク時には約 200 人の受け皿が不足し、待機児童の発生が見込まれます。 取組としまして不足する受け皿を確保するため、現在ある認定こども園の増築や新築、地域型保育事業所の整備を検討します。 その中で既存の公立認定こども園のちどり幼稚園については、6 月市議会にて設計監理委託料の補正予算を承認いただいております。それに伴いまして、園の老朽化に伴い、3 歳以上児棟を中心として、保育室、職員室、遊戯室、トイレ、給食調理施設などを対象とした改修工事の実施を令和 4 年度に計画しており、現在、早急に設計業務の準備をしているところです。今後、設計業者が決定した後、工事内容の詳細をつめていくことになりますが、予算を含め可能な範囲で乳幼児の受け皿確保を考慮した改修についても検討していきたいと考えています。説明は以上です。
教育長	ただいま報告のありました件について御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	こども政策課の学童保育所の御説明の中で、預かる子どもの数を減らすのが先決ということで、個別に説明して預からない了解を得たという説明で、半分になったという説明があったと思うのですが。
こども政策課長	利用自粛、家庭内保育をお願いする形で当然その間の利用料は無料にするのですが、そうなりますと半分かくらいになると聞いております。 8 月 27 日までの夏休みの期間に利用自粛をお願いしました結果、児童数が減って 3 密回避に繋がっているということです。
山本委員	閉所ということは、誰も預からないということではないのでしょうか。
こども政策課長	言葉足らずで申し訳ありません。これは市内の学童保育所全体のことでして、当該学童保育所については閉所ですが、市内の他の学童保育所については 3 密になっているところもございましたので、27 日まで家庭内保育をお願いしまして、利用自粛をしたものです。
教育長	ちどり幼稚園の給食調理の規模はどれくらいで考えておられますか。
幼児課長	現在のちどり幼稚園の人数と今回の改修で言えば、プラス 70 人から 80 人増やすことで考えています。 能登川にじいろ幼稚園には調理室がありませんので、そこにも給食を運べるようにしたいと考えています。
教育長	他、ございませんでしょうか。
各委員	(意見等なし)

教育長	続きまして「5 その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課からの報告	○教育総務課・・・・・・・・教育委員のコードモンの登録について ○学校教育課・・・・・・・・新型コロナウイルス感染症対策における学校の対応について ○生涯学習課・・・・・・・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・報告事項
教育長	各課からの報告について、御意見、御質問はございませんでしょうか。
山本委員	図書館でホールとかを開放し利用を促進するとおっしゃっていたと思いますが、利用状況はいかがでしょう。
八日市図書館長	学びの場の開放ということで、館内、過密にならないように配慮し、実施していることもありまして、集会の部屋とか映画を映すような部屋を開放しています。大きな部屋に机を6～8つくらい置きまして、席も離しながら、そこで自己研究をしてもらったり、個人で調べ物をしたりするのに活用していただくようにしています。 利用実態から申しますと、チラシ等で案内もしてまいりましたが、あまり多くはなく、実際5つ・6つ椅子と机を置いていますが、そのうち2～3人利用しているような状況です。あれくらいの席数を用意しておけば賅えると思っています。
篠原委員	教職員の方のワクチン接種の優先接種はありますか。
管理監（学校教育担当）	職域接種というものがあまして、本市の職員は主に県立大学で大規模接種がございまして。県職員のみならず市費の職員も受けることができることになっています。
管理監（校務支援担当）	市内の小中学校の教職員は、9月3日までに2回接種を終えられるような状況です。 ただ、個別に変更しておられる方やここで受けておられない方については把握できておりません。
篠原委員	幼稚園の先生はいかがでしょう。
管理監（幼児担当）	園の正規職員につきましては、全員1回目の接種は終わっています。2回目もそろそろ、ほとんど終わるという状況ですし、会計年度任用職員については、1回も接種していないのは市内全園で20名くらいはまだという状況です。
教育長	他、ございますでしょうか。
各委員	（質問等なし）
教育長	報告事項が終わりましたので、この後、休憩といたします。 再開後、「議案第18号・19号」の審議を行いますので、教育委員の皆様と関係職員の方

教育長	は引き続きよろしくお願いいたします。 なお、沖田委員は、教科書の策定に関わっていただいていることから、教科書の採択の審議に公平を期すため、議案 18 号・19 号の審議には加わっていただかないことといたします。 先に、ここで次回の日程の確認を行います。次第にありますように次回、第 9 回定例会は令和 3 年 9 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から、市役所東庁舎東 D 会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 また、第 10 回定例会につきましては、10 月 25 日（月）・27 日（水）・28 日（木）のいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。 できれば、10 月 25 日（月）がよいと思っております、委員の皆様いかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	では、第 10 回定例会については、10 月 25 日（月）午前中ということで時間は、また、お知らせします。 それでは、休憩に入ります。会議再開は、15 時 15 分とします。 － 休憩 －
教育長	それでは、会議を再開いたします。 議案第 18 号令和 4 年度から使用東近江市立中学校教科用図書（歴史）の採択につき議決を求めることについて、担当から説明をお願いします。
学校教育課参事	（学校教育課より説明） はじめに、第 18 号令和 4 年度から使用する中学の教科用図書（歴史）につきまして説明をいたします。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律では、教科用図書の採択については採択地区の市町村の教育委員会は、その採択地区内の市町村立の小学校と中学校において使用する教科用図書の採択について、協議を行うための協議会を設けなければならないとなっております。 また、協議の結果に基づきまして、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされております。 これを受けまして、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町からなる滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会で、5 月 19 日に第 1 回の協議会を開催しまして、令和 3 年度の規約や事業計画、予算案等を決定するとともに調査研究部長や専門調査研究員の選任を行いまして、3 つの部会が設置されました そのうちの一つ目が、第 18 号議案の中学校社会科（歴史）部会です。調査研究部会を経まして、6 月下旬から 7 月下旬にかけて調査研究員による調査研究と部会での協議が行われまして、8 月 17 日に第 2 回の協議会におきまして、各部会の調査結果の報告を受けて、審議選定が行われました。本日はその内容を報告いたしまして、協議、採択をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします 教科用図書の採択に当たりましては、その内容につきまして、十分な調査研究により公正

学校教育課参
事

かつ適正に行われるよう滋賀県教育委員会からも指示をされております。

この度、令和3年度においては、検定審査不合格とされました自由社の新しい歴史教科書につきまして、再申請により、文部科学大臣の検定を得て、新たに発行されることになったことから公正な採択を行うために、その対象の教科用図書と昨年度、採択されました教科用図書につきまして調査研究を行い、第3地区の協議会の選定を受けまして、本市立中学校教科用図書として採択したく、本議案を提出いたしました。

まず、選定されました教科用図書でございますが、こちらが令和3年度に採択されております日本文教出版社のものです。

こちらが再申請により、新たに検定に合格し発行されることになりました自由社の「新しい歴史教科書」です。

教育長

本日、傍聴者がございまして資料につきましては、傍聴者にもお渡しをしております。

傍聴者にお願いしますが、今きっちり確認が取れてないのですが、この資料の公開期日が決められていると認識しています。この日まではお持ちいただいて結構なのですが、いろんな形で公表されることは控えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

基本的には、公文書の公開請求をされたら公開資料の対象にしておりますので、従前から公開をしていたと思いますけれども、結局、公開で公表しますので本日、お持ちいただいてもいいという判断をこちらでさせていただきました。しかしながら、公開期日が決まっておりますので、それはお守りいただきたいと思います。日にちを確認してから、御連絡させていただきますので、連絡先を確認しておいてください。よろしくお願いします。

学校教育課参
事

それでは、続けてさせていただきます。今年度、選定されました教科書も最初にお渡しさせていただきました日本文教出版社の「中学社会歴史的分野」が、引き続き、令和4年度から使用する教科書として選定されました。協議会での審議内容についてお知らせします。

資料は、こちらの令和4年度から使用する歴史と書いております調査研究資料の方を見ていただきまして、一つめくっていただきたいと思います。調査研究資料の表紙の裏側にあります①から⑥の観点により調査をしております。

その結果を2ページ目にその見開きの右側にその2つの教科用図書会社の文部科学省の検定済になっておりますその図書につきまして、調査を行いまして、その結果が記されております。

順番に説明をいたしますが、もう1つめくっていただきましたところに、自由社と日本文教出版社のそれぞれの教科書につきまして、その観点別に記しております。

項目①につきましては、2社ともに学習指導要領に示されました目標及び学年の発達段階に即応をしているという評価をされました。

②については、いずれも全体を6章で構成され、見開き2ページが基本1単位となっております。文字数も適切で見やすいと評価をされております。

総時間数については、自由社はおよそ94時間、日本文教出版は115時間と余裕をもって学習できるようになっているということです。どちらも近現代史を重視されていますが、自由社の方は現代の部分がやや少ない印象であったと報告を受けております。

日本文教出版は、各編の最初に見開きの資料があります。例えば、106ページ、107ページ

を開けていただきますと、その資料があり、このように大きな資料が載せられています。

続きまして、110 ページ、111 ページを見ていただきますと、地図で見る世界の動きが掲載されておりまして、各章が全てそのような位置づけになっております。

学習内容の位置づけや概観ができるように配慮されておりまして、これは他社にはない、昨年度もそのようなものは他にはないというように評価をされておりました。そのような工夫が日本文教出版の本にはあります。

項目③につきましては、まず、自由社の方を見ていただきますと、204 ページには人物クローズアップがありまして、^{しづさわえいいち}渋沢栄一さんのことが記載されています。

一方、日本文教出版には先人に学ぶや女性誌のコラムというのがあり、例えば 215 ページの先人に学ぶがあります。女性誌のコラムもそれぞれたくさんついておりますが、そういった生き方や考え方について考えることができるように工夫されております。

ただし、現代的な課題が、この項目③については、評価の観点にございますが、その現代的な課題につきまして、自由社では 276、277 ページに自然災害やテロについて触れられてはいるのですが、その部分だけで、生徒の自主的な自発的な学習にはなかなか繋がりにくいと評価をされました。

日本文教出版につきましては、288 ページ以降にグローバル化であったり、300 ページや 302 ページ、304 ページといった端末の部分にはなりますが、自然災害や政治参加、世界平和、その他にも環境や人権など幅広く扱われておりまして、子どもたちの自発的な学習に繋がしやすいという評価を得ています。

項目④について、自由社につきましては、一單元ごとにチャレンジコーナーがありまして、理由をあげて説明しようとか、箇条書きに書いてみようなどができるように工夫されております。

また、100 ページとか 102 ページを見ていただきますと調べ学習のページや復習問題ページ、また、その次の 103 ページに続き、時代の特徴を考えるページが設けられており、問題解決的な学習や多様な考え方をいかせるような工夫がされておりました。

日本文教出版の方ではどうかと申しますと、大体的見開きの最後、学習の終わりの最後には「確認」とそれぞれの単元に書いております。例えば 23 ページを開けていただきますと、その右下の方には確認がありまして、考えを説明する言語活動に利用しやすく設定されております。

また、毎時間、深めようの時間があったり、あるいは各章末にはアクティビティとか学習の整理と活用といったものがございます。156 ページ、157 ページを開いていただきますと学習の整理とアクティビティという部分が見えていただけたと思います。

さらに、各時代の特色に迫るなどの発展的に学習が深められるように配慮をされていると評価されておりました。

項目の⑤番です。いずれの教科書も写真や図版が見やすくされております。しかしながら、自由社では、89 ページには地下請、109 ページを開けていただきますと、その右側中央にトルデシリャス条約があったりして、なかなか中学校の歴史では扱うことのないような難しい言葉が多く見られます。歴史好きの生徒にとっては、興味深いというふうにおっしゃっていただんですけども、多くの生徒にとって難解であるという印象を与えかねないかなと考えております。

日本文教出版では 78 ページを開けていただきますと、大きな資料がありまして、同じよ

学校教育課参事	うな資料を自由社の方で見えますと非常に小さい資料であり、割と子どもたちが目につくような資料を用意されているという印象がありました。 また、毎時間の表題の横には学習課題と「見方、考え方」を示しています。先ほどの 22 ページ、23 ページにはそのようになっておりまして、その対として確認がページ右下にあり、学習をまとめられるようにしてあったり、あるいは 298 ページの後ろの方にはテーマ別の索引が特別に設けておりまして、学んだことを振り返りやすくするというような工夫がされております。こういったところも、他社にはなかなか無いような工夫が見受けられたとのことでした。 項目⑥につきましては、身近な地域に学ぶというようなことがどちらにも示されてはおりますが、自由社の 12 ページを見ていただきますと、自由社には、その 12 ページから 2、3 ページほどに堺市を地域を通した歴史学習として紹介しています。 紹介はしていますが、その調べる方法とかまとめや発表についてというようなところまではなかなか示されておりませんので、家庭学習と結びついた学習にはなりにくいのかなということで、他にはなかなかこういった地域のことについて触れているところがございませんでした。 日本文教出版の方では、「出かけよう地域調べ」といたしまして、各章ごとに代表的なものを紹介しております。例として 60 ページを開けてください。そこには調べる方法、まとめ方とかも例示されておりまして、家庭学習と結びつきやすい工夫がなされているのではないかと、話し合っておられました。ちなみに 102 ページ、124 ページ、185 ページ、256 ページ、294 ページにもあります。 以上の報告や協議を受けまして、昨年度採択されました日本文教出版出版社の中学社会歴史的分野が選定されました。 以上で議案第 18 号の説明を終わります。東近江市教育委員会としまして、協議会の選定結果を受け採択いただけるか協議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。説明は終わりました。この件につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。
山本委員	私は初めてなのでよく分かっていないのですが、第 3 地区協議会で選定されて、また、各教育委員会で選定するということなのですか。
教育長	そうです。これが最終の決定になります。
山本委員	第 3 地区協議会の市町の中でも、ひょっとしたら違う教科書採択をするということもあり得るのでしょうか。
教育長	そんなことはないです。そのために第 3 地区協議会で選定していますので。他は、よろしいでしょうか。
篠原委員	元々 2 社が選ばれていると思います。いくつかの中から、この 2 社が選ばれたのでしょうか。

学校教育課参事	8社ほど、昨年度、調べられて、調査された結果、日本文教出版が昨年度選ばれていました。それで何もなければこのままいくのですが、昨年度、文部科学省で審査されて不合格であったものが、改めて申請をされまして、合格されたので、それについてどうかということ調査していただき、昨年度採択されておりました日本文教出版と今回比べてどうかということで、今、協議をいただいたということです。
教育長	では、議案 18 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 18 号令和 4 年度から使用東近江市立中学校教科用図書（歴史）の採択につき議決を求めることについては、原案どおり可決といたします。 続きまして、議案第 19 号令和 4 年度使用東近江市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択につき議決を求めることについて、担当から説明をお願いします。
学校教育課参事	(学校教育課より説明) 議案第 19 号令和 4 年度使用する小中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、説明をします。 特別支援学級の教科用図書につきましては、附則九条図書と言われているのですが、一般図書から選定をされます。 毎年これにつきましては、採択が義務付けされておりますので、令和 4 年度の教科用図書につきまして協議会での選定を受けて、この度東近江市立小中学校の特別支援学級教科用図書として採択していただきたく本議案を提出したものです。 まず、採択されました教科用図書ですが、こちらは議案第 19 号の後ろに別表 1 と別表 2 があり、この別表 1 が中学校で使用する教科書としていただきたいものです。 別表 1 の左側にあるものが令和 4 年度に採択をしていただきたいもので、右側にあるものは令和 3 年度に採択されたものです。この中で令和 3 年度の社会の欄で×が 1 つ付いています。これは供給不能になったということで、これは出版社への聞き取りにより、令和 4 年度からたくさん流通することがないということ供給することは難しいという返答がありましたので、これにつきまして、今年度、調査を行っていただきました。 地理的分野につきまして、一般の図書からいろいろと探していただきましたが、なかなか候補になる図書を選定することに、難航されたと聞いております。 特別支援学級の生徒によっては第 2 学年にあたる生徒であっても従来、指定されておりました学年の図書を利用することもあるのですが、社会科も今までは、先ほどの別表 1 の右側にありますように、1 年生はこれ、2 年生はこれ、3 年生はこれというように指定がされておりました。ところが最近は 1・2 年生で地理と歴史と並行して学習することになっていまして、1 年生で地理しか学習ができないということになると具合が悪いこともございましたので、今年度よりその学年の指定を取り外してはどうかということがまず議論があがりました。そのことで別表の 1 については全ての教科が 1～3 というように使用学年が限定されないようになっています。 発達の状態によってはもう少し柔軟に選びたいという担任や保護者の思いも聞いており

ますので、そういったことも反映してはどうかとなりました。他の採択地区の状況を聞いていただいたところ、使用学年の指定を外しておられる採択地区が増えてきているということもありましたので、この機会にという議論をいただき、学年の指定を外すということと地理的分野につきましては、結果としまして、「るるぶ都道府県大百科」を選定することで決議をされました。

今度は令和4年度使用特別支援学級の資料を御覧ください。るるぶ都道府県大百科につきまして、御説明をします。

「るるぶ都道府県大百科」につきましては、日本の世界遺産とか日本の交通とか日本の御当地グルメというように巻頭の方に興味を引くような内容が続けて置かれております。データでわかる都道府県というものも、中には組み込まれていまして、全てのページがカラーで用意されており、写真と地図のイラストから解説文が程よいバランスに掲載されておりまして、地方ごとにインデックスも付いておりますので非常に調べやすくなっています。

近畿地方は76ページから始まっており、滋賀県は81ページに、1ページ分情報が載っておりまして、クイズや基本データ何でもランキングというのがコンパクトにまとめられております。

このことは資料の2枚目左側に調査部会でまとめてあります。

採択されなかった2冊について、紹介をさせていただきますと「日本地理」はこれも目で見える日本発見編、データで比べる自然編、産業編や文化編といったような興味を持って学習できるようになっておりますが、前半はフルカラーですが、後半につきましては、3色刷り、特に、滋賀県に関係するような内容のところやデータの部分が3色刷りであり少し残念だと、カラーではないことが気になりました。

日本地理はかなり分厚いので、子どもが持つには、特に、特別支援学級の子どもが持つにはどうかという意見もございました。また、データが10年くらい前のものが多いということもありまして、ちょっと気になるという意見がありました。

「日本子ども図鑑」については、こちら大きいものを比べてとか、高いものを比べようとか、自然の日本一を比べようなどと日本の地理的な分野の特徴に興味を引く形でまとめてあります。

都道府県市町村ランキングも84ページからありまして、調べ学習がしやすいと思うのですが、よく見てみるとランキングには内容に偏りがございまして、基礎的、基本的な事項が網羅できるとはなかなか思えないということです。

滋賀県について調べるには、見開きの近畿地方の右ページ105ページですが、他府県とともにほんの小さく掲載されているだけであり、少し物足りないのではないかという報告を受けました。

このようなことから最終的には、JTBパブリッシングのるるぶ都道府県大百科が選定されました。

続きまして、小学校の特別支援学級の教科用図書につきまして説明させていただきます。

別表2のとおり、採択いただきたいものを一覧にしております。先ほどの中学校と同じように右側の令和3年度に採択されていまして教科書の中から、この度、理科がその時には4冊採択されていまして、3冊、供給が難しいことが分かりましたので×をしています。そのため、小学校の特別支援学級では、まず、理科について調査研究を行うことになりました。

可能であれば、算数科や音楽科の☆本といわれる文部科学省が著作されているものについて

ても、追加で調査を行いたいという意向でした。

中学校と同様に、従来指定されております指定学年の教科書を利用する子が多いのですが、そうでない子もいますので学年の指定を外してはどうかということと、途中から供給不能になることも多いので、今回の理科は少しでもたくさんの教科用図書を選定しておこうということで協議を行っていただきました。

結果としましては、議案書にありますように理科でこの度は5冊。「はっけんずかんむし」と「はっけんずかんしょくぶつ」、「絵本図鑑シリーズやさいのずかん」、「こどものずかんシリーズあそびのずかん」、「絵本図鑑シリーズのはらのずかん 野の花と虫たち」のこの5冊が選定されました。

算数科につきましては、また、後ほど説明いたしますが、算数科もこちらの☆本で「さんすう☆」、「さんすう☆☆(1)(2)」のこの2冊で上下巻のように各一学年分となります。

音楽も☆本の1、2、3「おんがく☆」「おんがく☆☆」「おんがく☆☆☆」を選定していただきました。後で見ていただくこととします。

それではまず、小学校の理科から説明をします。お手元に1冊しかありませんので、順番に見ていただくこととなりますが、資料は、右側に5冊載っており、その次から順番に学研の「はっけんずかん むし」から順番にまとめた資料になっております。簡単ですが、報告いただいた内容や協議いただいた内容について説明させていただきます。

まず、「はっけんずかん むし」、こちらにつきましては見開きで、学習ができるということ、それからいろいろなエリアの虫が網羅されております。写真が大変鮮明ですし、場所や季節を表すイラストが楽しく描かれております。また、文中の質問の扉の所を開けていただきますと中に答えが書かれていまして、大変創意工夫がなされているということでした。

「はっけんずかん しょくぶつ」も学研の同じシリーズですので、こちらも見開きで学習ができます。また、同じように質問の扉を開けていただきますとここに答えが書かれているなど、児童が興味関心を持つように工夫されているということでした。

次、3冊目になります。「絵本図鑑シリーズ やさいのずかん」岩崎書店です。この本はこれまでに何回も版が重ねられております。根強い人気のある本で、特に、発芽から収穫までのことを表すイラストが付いてあったり、大変美しく描かれております。スッキリとわかりやすいページ構成になっています。四季のある日本で栽培される野菜の様子について記載されており、生活にしっかりと合っている内容になっているということで選ばれました。

次は、右側のページです。ひかりのくから出ています「体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん」です。こちらは実験道具のことが書かれている一般図書ですが、身近に手に入る材料を使って学習できるという魅力的なものがございます。

実験観察に関する基本的な技能を身につけられるようにそのような実験を通してできることが含まれています。なかなかこの一般図書の中で触れられることが少なかった実験の分野を是非取り入れたいということで選定されました。

理科の最後は、「のはらのずかん、野の花と虫たち」です。これは先ほどのやさいのずかんシリーズのように何回も版を重ねて出版されているものです。

田畑のあぜ道とか小川のほとり、道端や空き地といった身近な環境の植物の様子について記載されております。場所や季節を表すイラストが美しく描かれていまして、スッキリとわかりやすいページ構成になっています。大変、良質で供給不能になりにくいと考えられますので、これが選定されました。以上、協議を終えまして5冊が選定されました。

学校教育課参
事

続きまして、☆本についての説明をします。☆本の算数から説明をさせていただきます。
☆本と申しますのは主に特別支援学校の方で使われているものです。今回は、教育出版の方
から算数は出ておりますし、東京書籍の方から音楽が出ておりますが、いずれも文部科学省
著作の本です。障害のどちらかという重いケースの子どもたちが使われる教科書と聞いて
います。

近頃は地域で学ぶ子どもたちが増えていることもあり、このような図書も採択の中に入れ
ておいた方がよいとのことで、国語については既に☆1、☆☆2、☆☆☆3が第三採択地区
で採択をされておりました。

算数につきましては、☆☆☆3だけが既に採択をされていましたが、☆1、☆☆2につい
てはまだ採択されておりませんでしたので、今回それについて、研究をされて選定をされま
した。こちらは形や数、お金や一日の流れなど生活に伴った内容となっております。

障害の程度によっては、児童の実態に合ったものというふうに考えております。

中には算数は丸や三角を手で実際、触って分かるようなページがあったりします。☆1の
32 ページには、三角形をなぞるなど、触れて学べるようなページもありますので、発達や障
害の程度によっては、こちらの教科書を選択されるのも良いということで、今回2種類（3
冊）ありますが、☆☆2―1と☆☆2―2ですので3冊ありますが、2種類のものになります。

続いて、音楽科について、御説明します。こちらも算数科と同じく文部科学省著作の本で
す。日常生活に合った歌とか曲が多く組み入れられております。楽しく歌ったり、リズム、
楽器演奏といったことができるように工夫をされております。調査研究員の先生方からは非
常にこの曲が選ばれているのがよく分かっておっしゃってました。

子どもたちに合うように選んでおられるとのことで、表現活動を通して豊かな感性を育む
などができるように編集されています。

音楽科はどちらかという、交流学級で学ぶ児童が多いのですが、なかなかリコーダーと
かは非常に難しいです。障害がある子どもたちにとってしっかり押さえるということはなか
なかできにくく、そんなときに別室に行ったりとか在籍学級に戻ったりとかする子も多くい
るようです。個別に学習することも考えて、新たに選定されたということです。

地域で学ぶ子どもたちが増えているということも加味しながら、これらの本も通常の教科
用図書と合わせて選定できるように、追加をしてはどうかということで、3冊選定されまし
た。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。東近江市教育委員会といたしまし
て、協議会の選定結果を受けて採択いただけるか御協議のほど、どうぞよろしくお願いいた
します。

教育長

ありがとうございました。説明は終わりました。この件につきまして、御意見、御質問ご
ざいませんでしょうか。

山本委員

☆本で星の数がありますが、どのような意味があるのでしょうか。

学校教育課参
事

☆1、☆☆2、☆☆☆3とありまして、特別支援学校では☆1は、主に1、2年生の低学
年の子子どもたちが使うものでして、☆☆2は中学年3、4年生が使う本になります。

篠原委員	理科でも何冊かありますが、個人でこの本を買いたいということでこの中から選んで買われるのでしょうか。
学校教育課参事	基本的には学級担任が、この子に合うように保護者の方と次の年どれを使うかということを考えて、例えば、3年相当の理科の教科書をそのまま使われるということもよくあります。 なかなかそういう障害の程度においては難しい子どもは、ここにあるような本を教科書として使われます。ただ、どっちも欲しいとおっしゃる親御さんもいらっしゃると思いますので、その場合は、一般図書を教科書として選定し、通常の教科書を自費で買われるということがあります。
青地教育長職務代理者	小学校の理科の本にはいくつかの本が選定されています。改めて評価の部分ですが、⑤の評価がBと書かれていまして、他のところがオールAになっています。どの当たりがBになっているのか、今後、教科書を選ばれる際にこんなふうになっていけば、Aになることが分かれば教えていただきたいと思います。
学校教育課参事	委員の先生にお聞きしたことがありまして、大変、良い本なのです。美しいイラストですし、何回も何回も版を重ねてあるような良質の本で人気のある本なのですが、今おっしゃっていただいたように⑤の項目が評価Bになっています。これはなぜかと言いますと、イラストばかりなので、子どもたちが本物を見ること、本物と比べることが難しい部分があります。写真もあったら良かったというお声を聞かせていただきました。そのような意見がありました。野菜の方もやはり同じく、ここでは写真がございませんので。とてもきれいなイラストなのですが、その点かなと思います。
教育長	それでは、議案第19号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第19号令和4年度使用東近江市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択につき議決を求めることについては、原案どおり可決といたします。 以上で、全ての議案、報告等が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
青地教育長職務代理者	先の定例会で夏の管理職研修会は形が変わって、オンラインで研修が開催されたとお聞きしました。先生方の参加はいかがでしたか。良い資料をいただきましたので、もったいないなと思いましたので、その時のことが先ほどの報告ではお聞きできていませんでしたので。
管理監(学校教育担当)	研修につきましては、今回、まん延防止及び緊急事態宣言を受けまして、県の研修は県の判断に委ねるということですが、市主催の研修は、基本、リモートで開催するというのが原則です。しっかり距離がとれて、10人程度の研修や会議であれば基本必要であると判断すれば実施していくということです。実習が伴うもの、タブレットなどの研修については、人数制限をしながら実施していくということで開催させていただきました。

管理監（学校教育担当）	委員がおっしゃるように教員にとっては非常に大事な力をためるものですので、なるべく中止ではなくリモートなり何らかの形で教育の力をため込んでいただくような形で今後も実施していく方向です。
教育長	リモートは参加しているかしていないかがわかるのです。参加率は非常に良かったと思っています。
学校教育課参事	管理職研修時の欠席は、1名だけでした。近畿大会の引率にどうしてもいかなければならなかったということでした。
教育長	他にはございませんか。
各委員	（御質問等なし）
教育長	以上をもちまして、令和3年第8回教育委員会定例会を終了させていただきます。 お疲れ様でした。ありがとうございました。
会議終了	午後4時5分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
